

# “運営協議会のあり方について”

特定非営利活動法人 Jネット

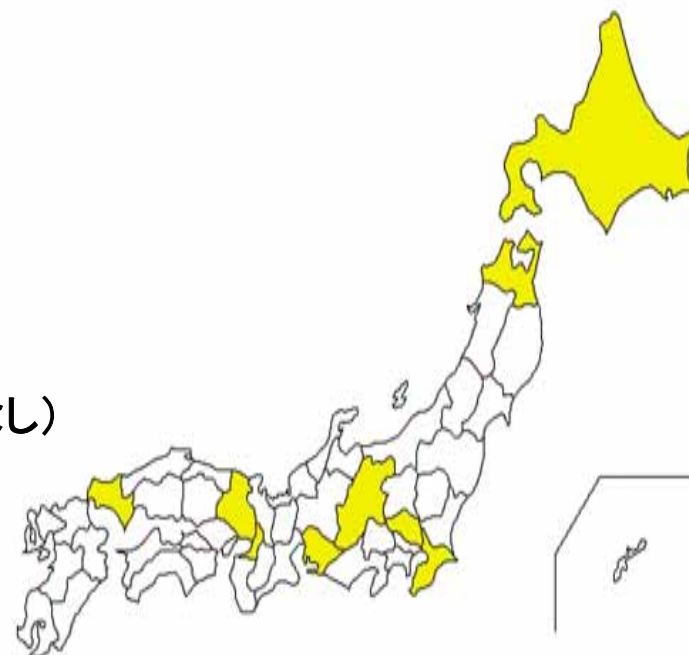
# 団体概要

## ■ 名称 **NPO法人 Jネット**

(旧:日本移送・移動サービス地域ネット連絡会)

## ■ 加盟団体数 9団体 (全407団体)

- ▶ 北海道移送・移動サービス連絡会 (110団体)
- ▶ 青森移送サービスネットワーク ( 5団体)
- ▶ 埼玉県移送サービスネットワーク ( 15団体)
- ▶ 千葉県移送サービス連絡会 ( 52団体)
- ▶ 長野県ハンディキャブ連絡会 ( 10団体)
- ▶ 東海福祉移動研究協議会 (団体会員なし)
- ▶ 関西STS連絡会 (186団体)
- ▶ 兵庫県移送サービスネットワーク ( 19団体)
- ▶ 山口県ハンディキャップ連絡会 ( 10団体)





# 運営協議会について

## ■ 設置目的

運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。（平成18年国自旅第145号より抜粋）

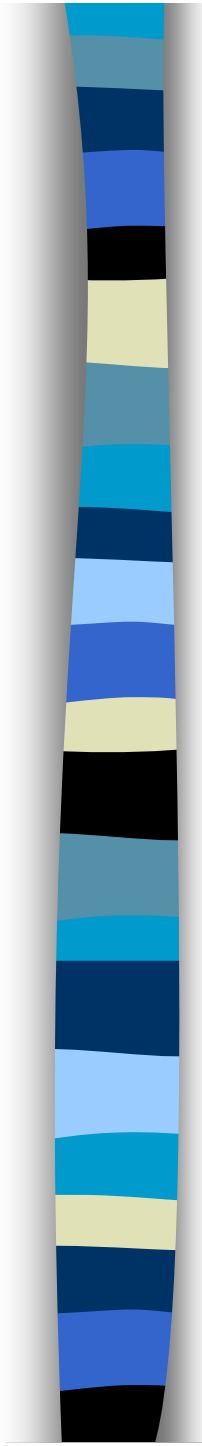
## ■ 合意形成

運営協議会において協議が調った場合に、運営協議会における合意があったものとみなす。運営協議会で協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分に議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、予め運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

（平成18年国自旅第145号より抜粋）



# ローカルルールについて

- 
1. 運転者の要件を20歳以上で過去3年間に免許停止の措置を受けていない者としている。20歳未満、過去2～3年の間に免許停止の措置を受けている者については、事故対策機構が実施する適性診断の受講が必要で、申請書類に診断書を添付。

理由: 運送サービスの利用者が障がい者等のため、より安全な運送サービスを実施してもらうために設けている。

2. セダン車を増やす場合には、協議会を開催して協議を行う。  
地域の事業者配慮されていることが原因か、セダン車両に使用がほとんどの運営協議会で認められていない。

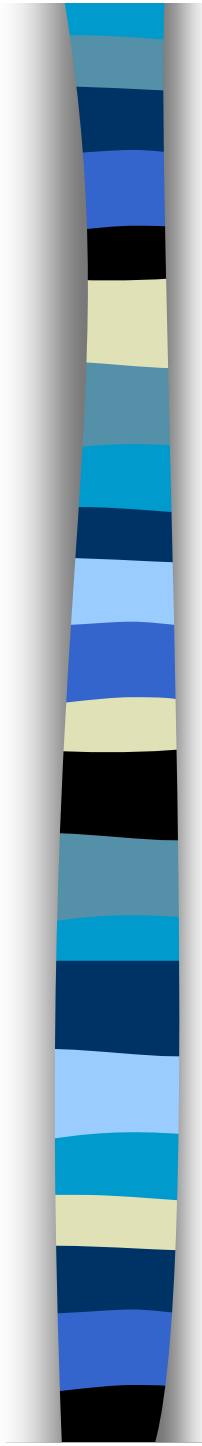
理由: 営業車との兼ね合い、セダン車を増やす必要性があるかどうか。

3. 利用にあたっては、通院、転院のみ対象とする。

理由: 民業の圧迫が懸念されたため。介護輸送の解消のため。

4. 運転者は運転免許取得後2年以上の者を要件とする。

理由: 乗客を乗せて運行する業務として、ある程度の運転技量が必要である。

- 
5. 運転者の条件について「普通第一種免許を有し、効力が過去2年以内に停止されていない」の「2年以内」を「3年以内」とする。

理由:安全な運行体制の確保のため。

6. 対象者は要介護3以上

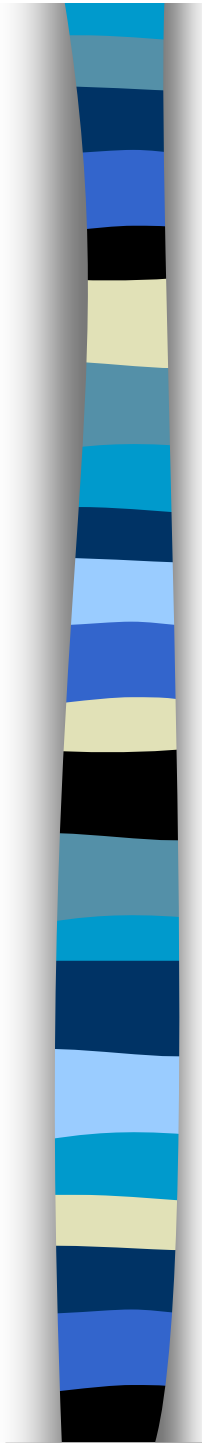
理由:町内 運送業者との住み分けを図るため。

7. 実施団体は福祉車両を1台以上所有すること。実施団体において1台でも増車を行う際には、協議会に諮り、協議が整わないと増車できないこと。

理由:福祉車両の所有についてはタクシー事業者との棲み分けの方法の一つとして設けられた。増車についてもその必要性を明確にした上で、白タク行為ではないことの確認及び抑制するために設けられた。

8. 利用者の限定。事故の対応。その他。

理由:利用者の限定により、バス・タクシー等の交通機関との棲み分けをはかる。事故対応や安全運行による、利用者の安全の確保をする等、取り決め事項を設けた。

- 
9. 運送の対象は居宅者にあつては「寝たきり度判定基準ランクB」以上の者、又は「認知症の日常生活自立度判定基準ランクⅡb」以上の者、及びその状態と同等と認められた者。

理由:町内にハイヤー業者が2社あり、セダン型車両に乗れない者等を具体的に基準を設けて配慮した。

10. 対象者を介護度3以上、身体障害者手帳1、2級の下肢障害、視覚障害を有するものの他、地域ケア会議で認めたもの。

理由:運営協議会において、道路運送法施行規則第49条第1項第3号に規定する「他人の介助によらず移動することが困難であると認められた方、単独でタクシーその他公共交通機関を利用することが困難な者」についてを厳格に適用するため。

11. 運営協議会の構成員としてNPO団体が参加していると聞いたことがない。その上、非公開で行われるために協議内容が不透明。以前、傍聴を希望したが協議会規定でできないと断られた。



# 運営協議会における ローカルルール整理

1. 全国にはたくさんのローカルルールが存在する。
2. ローカルルールは、制度の趣旨を理解できていない事務局（市町村）と、利害の絡む委員によって構成されている協議会がある。
3. 間違ったローカルルールに運輸支局職員の委員が適切な軌道修正ができていない。
4. 協議が調わないケースが発生し、有償運送を実施できない団体が多数存在している。
5. 不利益をこうむるのは、結局利用者である。





# 運営協議会のあり方について

1. 各地域の運輸支局職員（協議会委員）に対して、制度の理解を高める研修の実施および協議会での適切な発言をするよう指導することを望む。
2. 協議が調わなかった場合の[不服申し立て機関]を設置。